

(案)
エレベーター保守契約書

支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久（以下「甲」という。）と、独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部 中国検査部長 徳本 尚久（以下「乙」という。）と、（以下「丙」という。）は、下記条項によりエレベーター保守点検に関し、契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 丙は、甲及び乙の庁舎のエレベーターの機能保全のために、遠隔監視装置による点検・監視を行うとともに定期的に丙の技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整等を行うものとする。

(業務の場所及び対象物)

第2条 業務の場所及び対象となるエレベーターは、次のとおりとする。

広島運輸支局

1) 所在地	広島市西区観音新町4丁目13番13-2号
2) 建物名	中国運輸局広島運輸支局
3) 種類及び台数	乗用エレベーター 1基（車椅子兼用）
4) 機械番号	第EG90680号
5) 付加装置	火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス

広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所

1) 所在地	福山市南今津町44番地
2) 建物名	中国運輸局広島運輸支局福山自動車検査登録事務所
3) 種類及び台数	乗用エレベーター 1基（車椅子兼用）
4) 機械番号	第EG90799号
5) 付加装置	火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス

岡山運輸支局（本庁舎）

1) 所在地	岡山県岡山市北区富吉5301番地5
2) 建物名	中国運輸局岡山運輸支局（本庁舎）
3) 種類及び台数	乗用エレベーター 1基（車椅子兼用）
4) 機械番号	第EG92086号
5) 付加装置	中央監視盤、火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス、多光軸ドアセンサー、戸開走行保護装置

(契約期間)

第3条 契約期間は 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までとする。

(契約金額)

第4条 保守点検料は、総額 、月額
、乙の支払額は とする。なお、別に定める分担割合により甲の支払額は
とする。

(保守の実施)

第5条 丙が行う保守点検の内容は別紙仕様書のとおりとする。

なお、遠隔監視をする場合に必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 丙は、遠隔監視装置を甲及び乙の庁舎内に設置するものとする。
- (2) 遠隔監視装置、電話加入権は丙の所有とし、甲及び乙は丙の承諾を得ずして第三者に転貸、譲渡等の処分をしてはならない。
- (3) 遠隔監視に必要な電話料金は丙の負担とする。
- (4) 甲及び乙の事由による遠隔監視装置の修理、取替等に伴う費用は甲及び乙の負担とする。
- (5) 甲及び乙は、丙の遠隔監視に支障を生じる恐れのある事態が発生した場合は、直ちに丙に連絡するものとする。

(委任又は下請負の禁止)

第6条 丙は、本契約の履行について、業務の全部又はその一部を第三者に委任もしくは請け負わせてはならない。

(支払の方法)

第7条 丙は、業務の履行に対して受ける料金は第4条の契約金額とし、毎月毎の保守点検料を当該月の終了後、別紙請求内訳により甲・乙に対し請求するものとする。

2 甲及び乙は、月間の業務が完了後、丙がそれぞれに提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に丙に支払うものとする。

3 甲及び乙は、自己の責に帰すべき理由により前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかつた場合は、期間満了の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、当該未払金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき財務大臣が定める率で計算した遅延利息を丙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 丙は、丙の技術員等が甲の敷地内で行う行為の全てについて責任を負うものとする。

(検査確認)

第9条 丙は、当該期間に係る保守点検を終了したときは、甲・乙の指定する検査職員の検査を受けなければならぬ。

(第三者への損害)

第10条 丙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

ただし、甲及び乙の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(一般的損害)

第11条 丙は、業務の遂行にあたり、建物、器物その他に損害を与えたときは、監督職員の指定する期限内に現状に復し、もしくは代品を納め、又は損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第12条 甲・乙及び丙は、本契約締結後、経済情勢の変化、天変地異、法令の制定又は改廃、本契約に関する公租公課の創設又は変更、その他著しい事情変更により本契約に定める条件が不適当になったと認められる場合には、甲、乙、丙協議のうえ、本契約を変更することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する金額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）が独立禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に對し、独立禁止法第7条の2第1項（独立禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独立禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独立禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙等に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙に対して行われないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独立禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 丙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならぬ。

（甲及び乙の解除権）

第14条 甲及び乙は、丙が履行期限内に本契約を履行しない場合、一定の期間を定めて催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認めるときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 丙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を表示したとき。
- (3) 丙について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思を表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 丙が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 丙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（丙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、丙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかつたとき。

(協議解除)

第15条 甲及び乙は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により契約を解除したことにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(丙の解除権)

第16条 丙は、甲及び乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 丙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲及び乙に請求することができる。

(保証金)

第17条 本契約に関しては、保証金を免除する。

(機密保持)

第18条 甲、乙、丙は業務上知り得た機密事項を、一切他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第19条 その他本契約に規定しない事項については、法令その他商慣習に従うほか、甲、乙、丙協議してこれを決定するものとする。

本契約を証するため本書3通を作成し、発注者両者、受注者記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
中国運輸局長 金子 修久

乙 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号
自動車技術総合機構 中国検査部
中国検査部長 徳本 尚久

丙